

千葉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表  
 ○千葉県立自然公園条例施行規則（昭和三十五年千葉県規則第十五号）

改正後	改正前
(承継の協議又は承認の申請)	(承継の協議又は承認の申請)
第八条 (略)	第八条 (略)
2 前項の譲渡承継による公園事業承継承認申請書には、次の各号に掲げる書類 <u>(運輸施設に関する公園事業にあっては、第四号に掲げる書類を除く。)</u> を添付するものとする。	2 前項の譲渡承継による公園事業承継承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
一～六 (略)	一～六 (略)
<u>七 その他知事が必要と認める書類</u>	<u>(新設)</u>
3～6 (略)	3～6 (略)
(特別地域内の行為の許可基準)	(特別地域内の行為の許可基準)
第十三条 (略)	第十三条 (略)
2～28 (略)	2～28 (略)
29 条例第十九条第一項第十五号に掲げる行為 <u>及び前条に規定する行為</u> に係る許可基準は、次の各号に掲げるいずれかとする。	29 条例第十九条第一項第十五号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号に掲げるいずれかとする。
一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。	一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
イ (略)	イ (略)
ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致 <u>又は景観</u> の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。	ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。
二 (略)	二 (略)
(削る。)	30 <u>前条に規定する行為に係る許可基準は、次の各号に掲げるいずれかとする。</u>
	二 <u>申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。</u>
	イ <u>学術研究その他公益上必要と認められるものであること。</u>

30 (略)

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第十四条 条例第十九条第六項第四号に規定する知事が定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～十一の七 (略)

十一の八 既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

十一の九 (略)

十一の十 変圧器その他の電柱に付帯する工作物（当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。）を新築、改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

十一の十一・十一の十二 (略)

十一の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除若しくは当該防除に係る調査又は保安の目的で、カメラを設置すること。

十一の十四 (略)

十一の十五 県が、公園の保護又は適正な利用の推進の目的で人の立入りを防止するための柵、当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

十二～二十二 (略)

二十三 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面

口 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。

二 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。

31 (略)

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第十四条 条例第十九条第六項第四号に規定する知事が定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～十一の七 (略)

十一の八 既存の電線、電話線又は通信ケーブル（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

十一の九 (略)

十一の十 変圧器その他の電柱に付帯する設備を改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

十一の十一・十一の十二 (略)

十一の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。

十一の十四 (略)

十一の十五 県が、公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

十二～二十二 (略)

二十三 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面

に掲出し、又は工作物等に表示すること (正当な理由がなくて行う場合を除く。)。

二十四・二十五 (略)

二十六 森林、牧野、草原若しくは農地又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

二十六の二・二十六の二の二 (略)

二十六の二の三 特定外来生物の防除 又は当該防除に係る調査の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

二十六の二の四～三十二の十一 (略)

三十二の十二 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十二条第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三条第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

三十二の十三～三十二の十五 (略)

三十二の十六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 （平成十四年法律第八十八号） 第二十八条の二第一項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第十九条第一項各号に掲げるものを行うこと。

三十二の十七 (略)

三十二の十八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項 に規定する実施計画に従つて実施する指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第十九条第一項各号に掲げるものを行うこと。

三十三・三十四 (略)

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第十九条の四 (略)

に掲出し、又は工作物等に表示すること。

二十四・二十五 (略)

二十六 森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。

二十六の二・二十六の二の二 (略)

二十六の二の三 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

二十六の二の四～三十二の十一 (略)

三十二の十二 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

三十二の十三～三十二の十五 (略)

三十二の十六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第十九条第一項各号に掲げるものを行うこと。

三十二の十七 (略)

三十二の十八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項 の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第十九条第一項各号に掲げるものを行うこと。

三十三・三十四 (略)

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第十九条の四 (略)

<p>2 (略)</p> <p>3 条例第二十六条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一<u>程度</u>の地形図</p> <p>二・三 (略)</p> <p>附 則（令和七年十二月九日規則第七十五号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定により引き続き小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十一条第一項の許可を受けた者とみなして、改正後の千葉県立自然公園条例施行規則（以下「新規則」という。）第十四条第三十二号の十二の規定を適用する。</p> <p>3 改正法附則第六条第五項の規定により引き続き人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を海上運送法第二十二条第一項の登録を受けた者とみなして、新規則第十四条第三十二号の十二の規定を適用する。</p> <p>4 この規則の施行前に、改正前の千葉県立自然公園条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 条例第二十六条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一<u>以上</u>の地形図</p> <p>二・三 (略)</p>
--	---